

環境と人にやさしい ゴルフとゴルフ場

第22回

生物多様性とCOP10へ向けた取組

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
持続的利用係長 廣澤 一



今年 2010 年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、10 月には名古屋市において生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催される。今回は、この生物多様性と COP10 に向けた日本の取組について、簡単にご紹介させていただきたい。



1. 生物多様性とは

地球上には、森、里、川、海、など様々なタイプの生態系があり、それぞれの環境に適応して進化した 3000 万種とも言われている多様な個性を持つ生物が存在し、お互いにつながり合い、支え合って生きている。私たち人間もそのつながりの一部である。つまり、生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりとも言える。

私たちが日々当たり前だと思っている事柄の多くが、生物多様性のもたらす恵みの上に成り立っている。言い換えれば、生物の多様性は、私たち人間の「いのち」と「暮らし」を支えている。しかし近年、人間の活動がこの生物多様性の恵みに大きな影響を与えるようになってきた。

ミレニアム生態系評価（MA）は、国連主導の地球規模での生態系評価であり、2005 年の中間報告書は「生態系サービス」という概念を打ち出した。生態系サービスとは、人々が生態系から得ることのできる食料や水、安定した気候などの恩恵を指す概念であり、これらの生態系サービスが人間生活の豊かさの基盤となっている。また、生態系サービスの存在には、健全な生物多様性が不可欠であり、「生物多様性と人間生活との関係」がわかりやすく示された。

この評価結果では、過去 50 年間に世界の生態系や生態系サービスは大きく損なわれ、その回復のためには相当大きな政策転換が必要であると提起している。つまり、現代の人間活動は生態系サービスの利用限界を超え、生物多様性や生態系を回復困難な状態にまで荒廃させてしまったと言える。

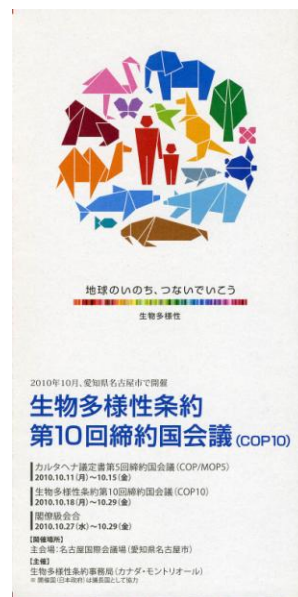


2. 生物多様性条約と日本の動き

1992 年、リオデジャネイロで開催された「地球サミット」において、生物多様性条約が誕生した。これまで 193 の国や地域が条約を締結しており、条約は次の三つを目的としている。

- ①生物多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

日本は、この条約に基づき 1995 年に「生物多様性国家戦略」を策定した。この戦略は、わが国の生物多様性に関する国の基本的な施策の方針と具体的な行動計画をとりまとめたものであり、



その後、二度の改定を経ている。また、2008年には、生物多様性に関する基本原則と施策、国や地方公共団体、事業者、国民などの責務を定めた「生物多様性基本法」が制定されたことから、現在、同法に基づく「国家戦略2010」の策定に向けた作業が行われている。



3. 生物多様性条約と国際的な動き

今年2010年は、生物多様性条約の「2010年目標」の目標年である。この目標は、2002年オランダ・ハーグで開催されたCOP6において採択された目標で、「締約国は、現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」というものである。

しかしながら、前出のMAと同様、2006年に公表された「地球規模生物多様性概況第2版(GB02)」では、生物多様性の状況を示す15指標のうち、12指標の悪化傾向が示された。MAが発表された後、2006年にブラジル・クリチバにおいて開催されたCOP8では、GB02の結果も報告されたこともあり、生物多様性に対する危惧が共有され、条約目的の実施に向けた議論が意欲的に行われた。

そのひとつの成果が、企業など民間セクターの参画を促す「民間参画に関する決議」である。この決議では、民間セクターが「生物多様性に大きな影響を与えているにもかかわらず、これまで生物多様性条約への貢献がもっとも少ないセクターである」とした上で、社会経済に大きな影響力を持つ民間セクターは、生物多様性の損失防止に大きく貢献できるとして、その役割を期待されている。

COP10が愛知・名古屋で開催されます

生物多様性条約について

「生物多様性条約」は国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約や、絶滅のおそれのある野生生物を守るワシントン条約など特定の地域・種の保全にとどまらず、包括的に生物多様性の保全や持続可能な利用を目的に、1992年にリオ・デ・ジャネイロで開かれた地球サミット(国連環境開発会議)で生まれました。

【COP10開催の意義】
COP10の開催される2010年は国連の定めた「国際生物多様性年」であり、条約の「2010年目標」(※)の達成年にあたります。COP10では目標の達成状況の評価とその後の目標が議論される、条約にとっても大変重要な会議となります。

日本は、食糧の6割、木材の8割を輸入に依存するなど、私たちの暮らしの多くは世界の生物多様性の恩恵を受けています。議長国である日本の責任は重く、世界からも、日本のリーダーシップに大きな期待が寄せられています。

【COPとは】
締約国会議(COP: Conference Of the Parties)は締約国全体の意思決定機関であり、条約に関するさまざまな議論がなされ、決議などの形で方針が決定されます。

※ 2010年目標:
2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標(2002年のCOP6で採択)



条約の成立経緯

生物多様性への注目の高まり
1970年～1980年代

1970年代～1980年代、世界では酸性雨や地球温暖化など地球環境問題についての意識が高まり、生物に関するものとしてワシントン条約やラムサール条約などの国際条約が成立しました。

地球環境問題と開発問題を取り上げた国際会議
地球サミット(国連環境開発会議)
(1992年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ)

気候変動枠組条約

生物多様性条約

締約国数: 191の国と地域(2009年2月現在)

【生物多様性条約の目的】

- ① 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- ② 生物資源を持続可能な方法で利用すること
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること





MOP5開催

— 遺伝子組換え生物による生物多様性への影響は

MOPとはMeeting Of the Partiesの略で、条約に関連する議定書(生物多様性条約においては、カルタヘナ議定書)の締約国による会合です。

カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす悪影響を防止するための措置を規定しており、生物多様性条約に基づく交渉において作成され、2000年1月にモントリオールで開催された生物多様性条約特別締約国会議再開会合において採択されました。

2



4. COP10 における論点

COP10 において予想される主要議題はいずれも難しい課題を抱えている。中でも、COP10 における最大の論点の一つとなるのは「ポスト 2010 年目標」であろう。

COP6 (2002 年) において採択された 2010 年目標を含む生物多様性戦略計画については、その達成状況を確認するとともに、次期戦略計画の策定が求められている。現行の「2010 年目標」には、結果としてあまり具体的な成果がなかった反省に立ち、新しい目標 (ポスト 2010 年目標) とともに、具体的な達成手法等を含む戦略計画の策定が求められている。また、「遺伝資源へのアクセスと公正で衡平な利益配分 (ABS)」についても、途上国が有する遺伝資源を自由に調達したい先進国側と、国際的な法的枠組により、先進国の得た利益の配分等を望む途上国側の歩み寄りが焦点になるとみられている。

さらに、前述の民間参画など、新しい議題の進展も期待され、また、こうした取組を促進するための奨励措置や、資金メカニズムに関する議論も注目されている。



5. COP10 に向けた日本の取組

COP10 では、日本からの提案の一つとして「SATOYAMA イニシアティブ」という、自然資源の持続可能な利用の考え方を打ち出す方針である。日本の里山は、人と自然が共生してきた日本人の心の原風景と言われているとともに、地域住民が、自然に働きかけることにより、食糧や燃料などの恩恵を持続可能な形で受け、また、野生生物に生息環境を提供してきた。

このような自然資源の持続可能な管理・利用の形態は日本特有のものではなく、世界の様々な地域において実践されている。日本は、世界の事例を収集し、世界共通の理念を取りまとめるとともに、「SATOYAMA イニシアティブ」として広く世界に発信することで、生物多様性条約の目的の達成を目指すとともに、途上国の貧困の解消と地域住民の福利向上に貢献したいと考えている。

また、国内の民間事業者や地方公共団体の参画を促すため、ガイドラインや手引書の作成にも取り組んでおり、民間参画については、昨年 8 月 20 日に「生物多様性民間参画ガイドライン」をとりまとめ、公表した※。このガイドラインは、民間事業者が社会の一員として生物多様性の保全等に取り組む際の手引きとして、関係者の幅広い参画を得て策定されたものである。



6. 最後に

昨年 7 月末、内閣府が実施した「環境問題に関する世論調査」の結果が発表された。この調査結果によれば、「生物多様性に配慮した企業活動を評価する」という回答割合が 82%にも上った。このように、生物多様性保全における企業の役割に高い期待が寄せられているため、“二酸化炭素排出量が少ない”ことが商品・企業のアピールとなるように、“生物多様性に配慮している”ことも、イメージの向上につながる可能性が十分にあると考える。

また、毎年 5 月 22 日は、国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、青少年の手で植樹活動を行うという「グリーンウェイブ」が世界各地で行われる。ゴルフ場がこのようなイベントを通じ、地域の住民たちと生物多様性を考え、ゴルフ場を身近に感じてもらう機会を持つことも可能だろう。

環境問題が事業活動にとって大きな課題となっている現在、生物多様性保全についても、なるべく早く取組を開始するほどに、大きなビジネスチャンスが生まれやすいと考える。ゴルフ場の経営・管理等の面においても、生物多様性に配慮することのメリットを探り、是非ともビジネスの発展につなげていただきたい。

※「生物多様性民間参画ガイドライン」の公表について (平成 21 年 8 月 20 日報道発表資料)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>